東かがわ市告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第２項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第１項及び第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、東かがわ市事業部建設課において、告示の日から３週間一般の縦覧に供する。

令和８年11月18日

東かがわ市長　上村　一郎

１　道路の区域

整理番号	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員（m）	延長（m）
1019	田高田帰来線	東かがわ市帰来124-6地先から 東かがわ市帰来117-10地先まで	前	5.0 ～ 6.0	93.7
			後	12.8 ～ 17.5	

２　供用開始の期日　令和８年11月18日